平成２７年（フ）第２９０号
群馬県前橋市三河町２丁目11番２号
債務者　横江　泰俊
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２９５号
群馬県伊勢崎市下植木町1151番地１　パークタウンＥ203
債務者　水谷レオニラマンラピグこと　ミズタニレオニラマンラピグ（ＭＩＺＵＴＡＮＩ　ＬＥＯＮＩＬＡ　ＭＡＮＬＡＰＩＧ）（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０１号
群馬県前橋市日吉町４丁目35番地12　寿マンション　12号
債務者　重元佐知子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０３号
群馬県前橋市樋越町388番地13　ハイツ渡辺１－Ｂ号
債務者　矢吹　正治
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１５６号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9448番地７　ハイツブルミエ102、住民票上の住所埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲967番地６
債務者　原田　秀人
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１８０号
埼玉県加須市花崎２丁目26番地９　フェアリーハウス中山101号
債務者　佐藤　元紀
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４０号
さいたま市北区奈良町119番地21
債務者　生方　陽子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４１号
埼玉県越谷市神明町２丁目357番地１　県営越谷神明団地１－401
債務者　福田　法子（旧姓生方）
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３８３号
埼玉県春日部市本田町２丁目80番地　林ハイツ206号
債務者　山口由美子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７５８号
千葉市若葉区桜木３丁目18番１号　ユウサンパレスＣ201号
債務者　田中　利雄
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８０７号
千葉県習志野市谷津３丁目29番11―503号
債務者　山田　友子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２３６号
千葉県白井市けやき台２丁目２番１棟501号
債務者　小澤　充代
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１７５号
長野市篠ノ井西寺尾2757番地１
債務者　山崎ひろみ
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
静岡県沼津市大岡2895番地の１　レオパレストスカーナ202
債務者　長野麻衣子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３１２号
静岡県沼津市泉町５番18号
債務者　渡邊　和義
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第７９５号
京都市下京区西七条西石ケ坪町64番地　ダイアモンテ七条307
債務者　ＳＨＯＫＩＣＨＩこと　齋藤　育子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９６７号
京都市左京区下鴨高木町33番地４　マオカハイツ３Ｅ
債務者　中野　良彦
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係